

第10期倉敷市高齢者保健福祉計画、倉敷市介護保険事業計画及び 倉敷市認知症施策推進計画策定支援業務委託仕様書

1 委託業務の目的

令和9年度からの3年間を実施期間とする第10期倉敷市高齢者保健福祉計画、倉敷市介護保険事業計画及び倉敷市認知症施策推進計画を策定するにあたり、各種調査の実施・集計分析や給付状況等の分析、地域の特性に応じた施策検討などを十分に踏まえることが必要であり、専門的・技術的支援を得て、より効果的・効率的な計画策定に資することを目的とする。

2 委託業務の内容

(令和7年度)

(1) 実態調査

ア 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（市独自の調査項目を含む。）・・・調査票の作成、発送、回答集計、分析及び結果報告書の作成

(ア) 目的

主に生活機能の面から地域に在住する高齢者（満65歳以上の者）の生活状況を把握し、高齢者の生活状態に合った介護（予防）サービスや権利擁護等の各種サービスを提供するために行う。

市独自の調査項目については、高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるように、暮らしや健康状態、介護サービスの利用状況等を把握し、介護予防や地域の支え合いの推進等に役立てるために行う。

(イ) 実施時期

調査票発送：令和7年12月上旬（予定）

調査票回答期限：令和7年12月下旬（予定）

(ウ) 調査項目

約100問（A4両面 24枚程度）（予定）

厚生労働省が示す日常生活圏域ニーズ調査の項目に、市独自の調査項目を加えたもの。

(エ) 対象者数

15,000人程度

(オ) 回答回収率見込み

60%

(カ) 回答の分析方法

- ・分析項目及び分析の視点については、あらかじめ事務局と協議する。
- ・厚生労働省が作成した地域包括ケア「見える化」システム等を活用して行う。
- ・情報送信ソフトを用いた国へのデータ送信に対応した集計データの作成も委託業務に含める。
- ・介護予防の効果について分析を行う。
- ・最小の分析単位の日常生活圏域単位での分析を行う。

(キ) 受注者において行う業務 受注者の費用負担

- ・調査票の作成、印刷、発送に必要な封筒（角2窓あき）、返信用封筒
- ・市が封入作業を行うため、調査票等の発送費用
- ・調査対象者への郵送手配
- ・回収した調査票を市が受注者に送る際の発送費用（市から受注者へ着払い）
- ・回収した回答書開封及び回答集計、分析及び結果報告書の作成等

(ク) 発注者において行う業務 発注者の費用負担

- ・調査対象者の抽出、宛名シール作成
- ・宛名シール貼り付け、封入作業
- ・調査対象者からの回答の回収及び回収費用（返信料）

イ 在宅介護実態調査・・・調査票の回答集計、分析及び結果報告書の作成

(ア) 目的

介護離職の解消に向けて、介護する家族の就労継続への支援に効果的な介護サービスの在り方等のニーズを把握するために行う。

- (イ) 調査期間 令和7年10月～令和8年1月
回収状況によっては、延長する場合がある。
- (ウ) 調査項目
厚生労働省が示す在宅介護実態調査の項目とする。
- (エ) 回収見込み数
700件～800件程度
- (オ) 回答の分析方法
・分析の具体的な方法は、市と協議をしながら決定する。
- (カ) 受注者において行う業務 受注者の費用負担
・回収した調査票を市が受注者に送る際の運送経費（市から受注者へ着払い）
・調査票の回答集計、分析及び結果報告書の作成
- (キ) 発注者において行う業務
・調査対象者の抽出、調査の実施、回答の回収

(2) 成果品

受託者は、次の成果品を指定する期日までに納品すること。

成果品名称 調査結果報告書をPDF納品 A4版 170ページ程度

・うち30ページ程度は、市の提供する独自調査の分析データを盛り込むこと

納品期日 令和8年3月31日（火）

※成果品に係る権利は全て市に帰属することとし、委託事業者は市の承認を得ずに使用又は公表しないこと。

(3) その他

令和7年度委託業務については、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の実施状況によっては、事業を繰り越す場合がある。

(令和8年度)

(1) 現状分析・課題整理

- ア 現計画の進捗状況と成果を検証するとともに、本市の高齢者施策に関する問題点を把握し、地域特性や高齢者のニーズ等をふまえて、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、課題を整理分析する。
- イ 国、先進都市等の情報・事例を収集するとともに、県内他市町村や同規模自治体について厚生労働省の見える化システム等を活用しつつ、本市との比較を行う。
- ウ 分析項目及び分析の視点については、あらかじめ事務局と協議する。
- エ 分析にあたっては、類似都市との比較や、時系列分析の手法をできるだけ取り入れる。
- オ 日常生活圏域（26カ所）ごとの分析を行い、地域の特徴や課題等を整理し、分析を行う。
- カ 分析の結果については、表、グラフ・文章化しわかりやすくとりまとめる。
- キ 必要なデータのうち可能なものは本市から提供する。

(2) 計画素案の作成

国の示すガイドライン、各種会議での意見や各種分析結果を基に計画素案を作成し、社会福祉審議会高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定専門分科会（以下、「策定専門分科会」という。）の審議等により修正が必要となった場合は修正を行う。

(3) 各種会議等のコーディネート

- ア 策定業務を円滑に遂行するため、策定専門分科会に出席（5回程度）する。
- イ 本市が指示する会議に必要な資料及び策定専門分科会の議事録（要旨）を作成する。
- ウ パブリックコメントの実施支援（資料作成等）

(4) 計画書の印刷製本、PDF納品及び概要版のPDF納品

受託者は、次の成果品をそれぞれ指定する期日までに納品すること。

	成果品名称	納品期日
(1)	<p>「第10期倉敷市高齢者保健福祉計画、倉敷市介護保険事業計画及び倉敷市認知症施策推進計画」本編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷：A4版 無線とじ 280ページ程度 単色 300部 ・表紙：レザック 66 175 kg 片面1色(黒)背文字あり 見返しあり ・中紙：上質紙(中厚口) 55K 両面1色(黒) ・合紙：色上質紙(中厚口) 表裏表紙2枚：印刷なし、その他：片面1色(黒) ・表紙、合紙の色は、後日相談のこと。 ※再生紙でも可 ・うち30ページ程度は、市の提供する独自調査の分析データを盛り込むこと ・PDFで納品 	令和9年3月31日(水)
(2)	<p>「第10期倉敷市高齢者保健福祉計画、倉敷市介護保険事業計画及び倉敷市認知症施策推進計画」概要版</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕上がりサイズ：A4版 6ページ程度 両面2色PDFで納品 	令和9年3月31日(水)

※成果品に係る権利は全て市に帰属することとし、委託事業者は市の承認を得ずに使用又は公表しないこと。

3 その他の委託条件

- (1) 委託業務の遂行にあたっては、業務担当者が随時(月1回以上)事務局と緊密に協議すること。
- (2) 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ倉敷市と協議し、決定すること。
- (3) 計画の策定にあたっては、国及び県から示されるデータ分析方法や指針等に基づき作成すること。

4 担当課等

〒710-8565

倉敷市西中新田640番地

倉敷市保健福祉局健康福祉部健康長寿課

TEL：086-426-3315

FAX：086-422-2016

担当) 安延